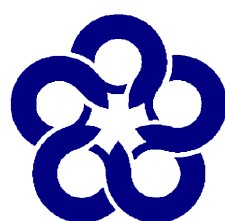


令和6年度

# 太宰府市教育施策要綱

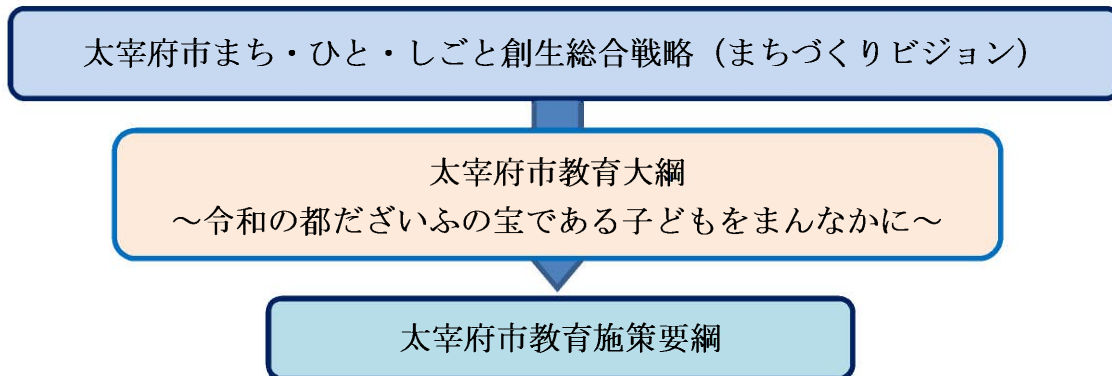


太宰府市教育委員会



# 要綱の位置付け

この要綱は、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）」及び「太宰府市教育大綱」における本市の教育の振興や活性化に関する基本的方針を踏まえ、令和6年度に実施する教育施策などを太宰府市教育委員会において定めるものです。



## I 太宰府市の教育目標及び施策などについて

令和5年度は、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に季節性インフルエンザと同等の5類感染症へと移行したことに伴い、それまで行動や参加者数の制限されていた学校教育活動をはじめ、文化やスポーツの行事等が再開され始めました。行動規制された期間に、オンラインによる授業や研修会、会議などは着実に増え、新たな学びや交流の形態として定着してきました。

コロナ以前に戻す取組もありますが、コロナ感染症が明けた以降も、ICT<sup>※</sup>をさらに活用しながら、子どもたちや市民の学習機会及び活動の場を提供するとともに、更なる文化芸術活動やスポーツ活動の活性化を図ります。

教育委員会では、多様化するニーズを視野に入れながら、以下に掲げる5つの教育の基本目標の達成に向けて、「教育委員会活動」の充実を図り、「学校教育の充実」、「一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進」、「社会教育と学校・家庭・地域協働の推進」、「安全・安心な教育環境整備」、「文化芸術・スポーツの振興」、「令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用」に関する施策を総合的に推進します。

### <教育大綱に基づく教育の基本目標>

- ◎「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を培い「郷土だざいふを愛する心」を育むことによる次代を担い世界に羽ばたく人材の育成
- ◎誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す居場所と出番のある教育の推進と他者を思いやり、共に生き支え合う心と人権を尊重する市民の育成
- ◎大学や高校、九州国立博物館、宗教法人等との連携を通じた市民が自由に学習の機会を選択して学べる生涯学習社会教育の形成
- ◎郷土だざいふの歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造
- ◎教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進と大綱の実効性確保ための基盤整備・対話

基本施策	基本方針
1 教育委員会活動	<p>様々な教育課題に対応するため、教育委員会会議における議論の活発化を図るとともに、教育行政に係る情報を積極的に発信します。</p>
2 学校教育の充実	<p>個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る「令和の日本型学校教育<sup>※2</sup>」を推進します。児童生徒の確かな学力を育成するために、「だざいふ学力育成プラン<sup>※3</sup>」に示した取組を実施します。</p> <p>さらに、令和の都となった本市の歴史と文化を学ぶ「だざいふ・ふるさと学習」、きめ細かな教育相談及び支援体制による特別支援教育の推進、教育支援センターの機能化及び各機関との連携によるいじめ・不登校等の諸課題への対応の充実を図ります。</p> <p>児童生徒の健全育成のための食育や学校給食献立の充実を図ります。</p>
3 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進	<p>「太宰府市人権都市宣言に関する条例」や「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例<sup>※1</sup>」など人権に関する法令の目的・理念に基づき、部落問題をはじめとする様々な人権問題を自らのものとして学び、行動することのできる市民を育成するために、人権講座、啓発冊子など自己啓発や学習の場を提供します。</p> <p>あわせて、複雑化・多様化する差別の現実に対応した新たな啓発方法の研究を行います。</p>
4 社会教育と学校・家庭・地域協働の推進	<p>社会教育団体などと連携の強化を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、青少年の健全育成に取り組みます。重点的な取組として、コミュニティ・スクール<sup>※5</sup>と地域学校協働活動<sup>※6</sup>を一体的に推進し、地域人材による学校支援活動や「放課後子ども教室<sup>※7</sup>」の充実を図ります。</p> <p>また、社会教育委員の会による「地域子どもの日<sup>※8</sup>」の実施拡大を進めます。</p> <p>子ども学生未来会議や学生まちづくり課題解決プロジェクト、新しい公共座談会など、子どもたちをはじめ市民等との対話を通じ、教育行政を推進します。</p>

5	<b>安全・安心な教育 環境整備</b>	<p>学校施設の改修・改築を順次に取り組み、教育環境の整備・充実を図ります。</p> <p>生涯学習施設の計画的な環境整備及び充実を行います。</p> <p>教育D X<sup>*9</sup>による学びの環境を実現するために、I C T環境の整備とともに、学校に配備された一人一台端末や大型提示装置など、I C T機器の効果的・効率的な活用による、教育の充実を図ります。</p> <p>また、教職員の働き方改革を推進するとともに、民間プールを活用した水泳授業の取組を実施し、持続可能な学校指導・運営体制の充実・改善に努めます。</p>
6	<b>文化芸術・スポーツの振興</b>	<p>文化芸術振興について、(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団や太宰府市文化協会と連携して市民が文化芸術に触れあう機会を充実させるとともに、気軽に芸術活動に参加できる環境づくりに努め、「ルネサンス宣言<sup>*10</sup>」の具現化を図ります。</p> <p>公民館、図書館、スポーツ施設などの関係施設において、生涯学習のきっかけとなる特色ある事業を展開します。</p> <p>スポーツの推進について、「太宰府市スポーツ推進計画」に基づき、市民の誰もが年齢に応じてスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくり・地域づくり、スポーツを支える人づくり・環境づくりを進める中で、スポーツによる交流の輪を広げ、歴史ある太宰府市スポーツ文化の創造を目指します。</p>
7	<b>令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用</b>	<p>本市の恵まれた歴史文化を将来に伝えるため、官民連携による文化遺産の維持保存と先進的多用途活用を推進します。文化財の保護や整備を計画的に遂行し、身近なものとして感じてもらうための普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、市民・地域と協働して「市民遺産」の育成・活用を推進し、県や周辺自治体とも連携して「日本遺産」のP Rを広域に展開します。</p> <p>さらに、大宰府展示館や文化ふれあい館、水城館などの施設間連携を進めるとともに、国・県と連携し総合的に文化財、文化遺産、市民遺産の情報発信を行っていきます。</p> <p>本年度は、特別史跡大宰府跡の整備にむけた基本計画の策定や災害で被災した史跡の復旧を進めます。</p>
<p>※ 1 から 7 までの各基本施策の推進にあたっては、ソサエティ 5.0<sup>*11</sup> 時代を生き抜く教育D Xや教育大綱の実効性確保のための基盤整備を行います。</p>		

## II 太宰府市教育施策の体系

### 1 教育委員会活動

(1)教育委員会の活性化 (2)教育行政の情報発信

### 2 学校教育の充実

郷土を愛し地域とともに生き、自ら生きる力を培う児童生徒の育成

- (1)学校運営・改善の支援 (2)学力育成の推進 (3)だざいふ・ふるさと学習の推進  
(4)心と体づくりの推進 (5)児童生徒支援の充実 (6)特別支援教育の推進  
(7)教職員の資質・指導力向上

### 3 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進

総合的な人権教育・啓発活動の推進

- (1)人権啓発の充実 (2)人権教育の推進

### 4 社会教育と学校・家庭・地域協働の推進

家庭や地域の教育力向上

青少年の健全育成

- (1)家庭や地域の教育力の向上 (2)青少年育成事業の実施と団体育成  
(3)青少年対策事業の支援

### 5 安全・安心な教育環境整備

こどもからおとなまで生涯にわたって学べる環境づくり

- (1)教育施設の計画的環境整備 (2)学校教育環境の充実・改善

### 6 文化芸術・スポーツの振興

生涯にわたり学び、成果を発揮できる環境

市民が気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくり

市民のスポーツ活動の推進による、太宰府市スポーツ文化の創造

- (1)生涯学習の支援 (2)公民館事業の推進 (3)図書館機能の充実  
(4)文化芸術活動の充実 (5)スポーツ文化の創造

### 7 令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用

文化財の適正な保護管理及び太宰府の理解を深めるための普及活動

市民遺産を含む文化遺産の発見、育成による豊かな郷土づくり

- (1)史跡地公有化・文化財有効活用 (2)文化財調査・保護活用の充実  
(3)文化遺産の展示、普及啓発 (4)市民遺産活用の推進 (5)博物館などとの連携

### Ⅲ 施策の取組内容

1	教育委員会活動
---	---------

(1) 教育委員会の活性化		担 当 課
		社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会会議における協議の充実を図ります。</li> <li>○視察や各種研修会への参加などを通して教育課題の理解を深めます。</li> <li>○市長との連携を密にし、包括的な教育施策の実施に努めます。</li> </ul>		
主 な 事 業		
①教育委員が会議において活発な論議を行い、適切な判断ができるように、わかりやすい資料づくりに努めるなど運営上の工夫を講じます。		
②各種研修会や学校行事、授業参観への積極的な学校訪問、最新教育情報の提供により、教育課題の把握や理解に努めます。		
③総合教育会議 <sup>*12</sup> で市長と意思の疎通及び調整を図り、教育大綱の方針を踏まえた教育施策の充実に努めます。		

(2) 教育行政の情報発信		担 当 課
		社会教育課
○教育行政に係る情報を積極的、効果的に発信します。		
主 な 事 業		
①教育施策要綱に掲げた各種事業に係る情報について、広報誌やホームページなどによる積極的な発信に努めます。		
②教育委員会会議開催の周知や会議録の公開等により、教育委員会会議への関心を高めます。		

2	学校教育の充実
---	---------

<b>(1) 学校運営・改善の支援</b>	担 当 課
	学校教育課
○教育委員会による伴走型の支援により学校における課題の解決を支援します。	
<b>主 な 事 業</b>	
①学校の課題把握・解決につながる学校訪問を実施します。	
②地域と学校が連携・協力して、子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に努めます。	

<b>(2) 学力育成の推進</b>	担 当 課
	学校教育課
○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る教育活動(令和の日本型学校教育)を推進します。	
○児童生徒の確かな学力を育成するために「だざいふ学力育成プラン」に示した取組を実施します。	
○全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査などの結果を分析し、教職員の指導力向上を図る取組を進めます。	
<b>主 な 事 業</b>	
①小・中学校における復習や振り返り学習を行う体制を整え、特に小学校から中学校に上がる際の復習の取組を充実させていきます。	
②増加する若年教員の指導力向上を目的とした研修を実施します。	
③全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査、標準学力調査、小2通過テストなどの結果を分析し、各学校へ成果と課題などを提供します。	
④学習指導要領の趣旨を踏まえ、ICT活用を含めた授業改善のための資料提供、指導・支援を行います。	

<b>(3) だざいふ・ふるさと学習の推進</b>	担 当 課
	学校教育課
○「だざいふ・ふるさと学習」を中核に、郷土愛を育む教育の充実を図ります。	
○地域行事への参加・参画など、児童生徒と地域とのかかわりを深め、地域の一員としての自覚を高めます。	
<b>主 な 事 業</b>	
①「だざいふ・ふるさと学習」のカリキュラムの策定を促し、授業教材、校内掲示、校内放送などを通して、副読本の多様な活用を推進します。また、副読本追録を活用することで、「令和の都だざいふ」の認識を深める学習を推進します。	



②市内フィールドワーク、九州国立博物館見学などへの支援を行うとともに、奈良市への修学旅行、友好都市・多賀城市との交流事業（「ふるさと・夢プロジェクト<sup>\*13</sup>」）を核とした「だざいふ」を見つめ直す学習を推進します。

③地域と連携・協力し、全校児童生徒の地域行事への参加・参画を促進します。

#### (4) 心と体づくりの推進

担 当 課

学校教育課

- 道徳科及び人権学習の授業の充実を図ります。
- 各学校の実態に応じた取組や関係機関との連携などによって、児童生徒の体力の向上に努めます。
- 食の安全確保に努めるとともに、食に関する指導により食育の充実支援を行います。

#### 主 な 事 業

- ①人権学習「社会科カリキュラム」・「9ヶ年カリキュラム」の授業実践の充実を図ります。
- ②情報化社会に対応する情報モラル教育の充実を図ります。
- ③体力育成のための「1校1取組<sup>\*14</sup>」の充実を図り、児童生徒の体力向上に努めます。
- ④「太宰府市学校図書基本方針」に基づいた各学校における読書活動を促進します。
- ⑤学校給食研究会等と連携して、小・中学校の望ましい食習慣の形成を図る食育の実施及び学校給食献立の更なる充実を図ります。

#### (5) 児童生徒支援の充実

担 当 課

学校教育課

- いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決に努め、児童生徒が安心できる学校づくりを進めます。
- 教育支援センターの機能を発揮し、児童生徒を取り巻く様々な問題の解決を図ります。
- 不登校児童生徒の居場所づくりを進め、個人のニーズに応じた学びを支援します。

#### 主 な 事 業

- ①いじめの早期発見のための調査研究を推進し、定期的に児童生徒、保護者を対象としたアンケートや教育相談を実施することにより、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決に努めるとともに、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- ②太宰府市教育支援センターを中心に、スクールソーシャルワーカー<sup>\*15</sup>やサポートティーチャー<sup>\*16</sup>、スクールカウンセラーなどとの連携を図り、不登校児童生徒の支援に取り組めます。また、登校に不安を感じている児童生徒の保護者を対象とした説明会を実施し、支援内容について周知を図ります。
- ③校内サポートルーム、第1・第2つばさ学級、キャンパス・スマイル<sup>\*17</sup>などの「居場所」の充実、ICTの効果的な活用を図ります。

(6) 特別支援教育の推進	担 当 課
	学校教育課
<p>○就学前から継続性のあるきめ細かな就学相談、教育相談を実施するとともに、児童生徒一人ひとりに応じた就学支援の充実を図ります。</p> <p>○特別支援学級担任、通級指導教室担当教員、特別支援教育支援員などの実践的指導力の向上を図ります。</p>	
主 な 事 業	
①関係機関と連携し、就学前から児童生徒の進級・進学時まで、継続性のあるきめ細やかな就学・教育相談の充実を図ります。	
②教育支援委員会の専門的な指導助言による児童生徒の支援体制の充実、及び学習環境の整備を図ります。	
③特別支援学級新任担当者の指導力向上を目指した研修を実施します。	
④専門性・実践的指導力の向上を図る大学と連携した研修を実施します。	
⑤特別支援学級の学習指導にICTの積極的な導入、活用を図ります。	

(7) 教職員の資質・指導力向上	担 当 課
	学校教育課
<p>○国や県の研修の実態を踏まえ、キャリアステージ<sup>※18</sup>に応じた人材育成に資する研修会を実施します。</p> <p>○綱紀の保持及び服務規律の確保を目的とした研修を実施し不祥事防止を図ります。</p> <p>○地区・県教育論文への応募など、教職員が日常の教育実践や研究成果を発表することを推奨、支援します。</p>	
主 な 事 業	
①国、県の教育施策の動向や研修計画に基づき、市主催の研修を実施します。	
②若年教職員を対象に、指導主事及び指導主幹によるマンツーマン形式による継続的な指導、研修（通称「1 on 1 ミーティング」）や「だざいふ塾」を実施します。	
③「教師の基礎技術習得のための研修資料（学級づくり編）」の提供や、組織の一員としての資質を向上させる研修を充実させます。	
④ICTの効果的な活用を促す教職員研修会を実施します。	
⑤校長会や教頭会等で、綱紀の保持及び服務規律の確保を目的とした研修を実施します。	
⑥教職員が教育実践や研究成果を発表するための、教育論文の執筆指導を行います。	

## 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
学力育成の推進 （「全国学力・学習状況調査」の結果）	全ての項目で全国 平均値を上回って いる	全ての項目で全 国平均値を上回 る
不登校、ひきこもり対策 （不登校児童生徒の復帰率の総合評価「まち・ひと・しごとKPI <sup>※19</sup> 」）	（小学生）21.3% （中学生）40.9%	現状値を上回る
個別学習・協働学習での活用頻度 （「一人一台端末活用状況調査」の結果）		現状値を上回る

### 3 一人ひとりに居場所と出番がある人権を尊重するまちづくりの推進

#### （1）人権啓発の充実

担 当 課

社会教育課

- 学校、家庭、地域及び関係機関などと連携・協力し、幅広い人権啓発を進めます。
- 「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、市民一人ひとりの理解を深めるための啓発を充実させます。

#### 主 な 事 業

- ①広報だざいふに人権啓発コラム「手と手をつないで」を連載します。
- ②人権啓発冊子「わたしたちの手で しあわせをひとつに」を発行します。また、若年層にも関心が広がるように内容を工夫します。
- ③人権尊重のまちづくりを目指し、官民連携の実行委員会の一員として、市民啓発及びつながりの場である「人権まつりだざいふ」の開催に取り組みます。
- ④人権啓発事業を全庁的・横断的に企画し、教育・啓発に関する課題解決について、関係部署と連携して一体的に取り組みます。
- ⑤地域との連携やSNSを活用するなど、多くの人に行きわたる人権啓発に取り組みます。

<b>(2) 人権教育の推進</b>	担 当 課
	社会教育課
○人権尊重の意識や人権への関心を高めるため、学校、家庭、地域及び関係機関など、あらゆる分野を通して効果的な人権教育を推進します。	
<b>主 な 事 業</b>	
①様々な人権問題への関心を高める人権講座「ひまわり」を開催します。	
②人権問題への関心と人権意識の高揚のため、市内小・中・高・特別支援学校を対象に、人権に関する作文、標語、ポスターを募集します。	
③太宰府市「同和」教育研究協議会と連携・協力し、人権・同和問題についての学習や研修の場を提供します。	
④学校や地域を対象にした人権感覚の高揚を図る出前講座を行います。	

### 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
市民意識調査における「施策 19 人権尊重のまちづくりの推進」の満足度得点	2.90	現状値を上回る
人権が尊重されていると思う人の割合（市民意識調査）	77.5%	85%
人権を侵害されたことがある人の割合（市民意識調査）	3.4%	1.0%

4	社会教育と学校・家庭・地域協働の推進
---	--------------------

(1) 家庭や地域の教育力の向上	担 当 課 社会教育課
○学校・家庭・地域の連携とともに、関係団体との協働や支援の充実のため、家庭や地域の教育力向上に努めます。	
主 な 事 業	
①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域人材による学校支援や子どもたちに様々な社会教育体験の機会を提供する学校を核とした「放課後子ども教室」の充実に努めます。	
②市PTA連合会による「太宰府市家庭共育宣言」の取組を支援します。また、学校、家庭、地域をつなぐ家庭教育学級 <sup>※20</sup> の企画・運営及び広報の充実を図り、学級生が楽しみながら学べる環境づくりを支援します。	
③社会教育委員と連携し、自治会や子ども会の活動における「地域子どもの日」の実施拡大に努めます。	
④IT社会に順応した人材を育成するため、民間企業や大学などと連携して「STEAM教育 <sup>※21</sup> 」を推進します。	

(2) 青少年育成事業の実施と団体育成	担 当 課 社会教育課
○関係団体との協働や支援の充実を図り、青少年の健全育成に努めます。	
主 な 事 業	
①子ども会活動の活性化を図るため、各子ども会のリーダーに対し、地域子ども会活動の企画・運営に関する研修を実施します。	
②子ども会育成会連合会、少年の船協会、ジュニアリーダーズクラブなど社会教育団体の育成及び活動支援を行います。	
③自然ふれあい体験やウォークラリーなど、子どもたちの体験活動の充実を図るための環境整備に努めます。	
④市内4ヶ所のアンビシャス広場関係者で構成された連絡協議会が主催する事業などの活動支援を行います。	
⑤児童生徒の意見を市政運営に反映させるとともに、まちづくりへの参画意識を高めるために「子ども・学生未来会議」を実施します。	
⑥参加対象者の代表により実行委員会を組織し、「令和の都だざいふ二十歳のつどい」を実施します。	

### (3) 青少年対策事業の支援

担 当 課

社会教育課

○関係団体との協働や支援の充実を図り、青少年の非行防止に努めます。

#### 主 な 事 業

①補導連絡協議会との連携により、青少年の非行を未然に防ぐよう努めます。

②各団体の事業充実に資することを目的に、青少年育成市民の会への支援を行います。

③店舗の立ち入り調査を実施し、青少年が安心して生活できる地域の環境づくりに努めます。

④筑紫野警察署との連携を強化し、青少年の健全育成に努めます。

#### 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
学校、家庭、地域、関係機関が連携して「地域教育力」の向上 (コミュニティ・スクール推進の進捗状況評価の総合評価「まち・ひと・しごとKPI」)	3.33	3.50

5	安全・安心な教育環境整備
---	--------------

<b>(1) 教育施設の計画的環境整備</b>	担 当 課
	社会教育課
○学校施設及び生涯学習施設等の中・長期的な維持管理及び計画的な改修を推進します。	
<b>主 な 事 業</b>	
①児童生徒数の中・長期的な動向を踏まえた学校教育環境の整備に努めます。	
②市民の学びの場である生涯学習施設の維持管理を行うために、計画的な改修・整備を行います。	

<b>(2) 学校教育環境の充実・改善</b>	担 当 課
	学校教育課
○教育DXによる学びの環境を実現するために、ICT環境の整備を推進します。 ○持続可能な学校指導・運営体制を構築するため、教職員の働き方改革を推進します。	
<b>主 な 事 業</b>	
①教育データの利活用を目指して、校務支援システムの導入など、各学校のICT環境の整備を進めます。	
②各学校にICT推進の中核教員を位置付けるとともに、ICT支援員の専門的な指導助言を受けることで、ICTを活用した授業づくりを進めます。	
③「太宰府市立小中学校働き方改革取組指針」に基づき、学校と連携しながら教職員の学校滞在時間の縮減を促進します。	
④ストレスチェックを活用した教職員の職場環境の積極的な改善を推進します。	
⑤民間プール等を活用した水泳授業の充実を図ります。	
⑥中学校に部活動外部指導者・部活動指導員を配置し、部活動指導の充実及び学校部活動の地域移行を推進します。	

## 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
先進的な教育環境などの整備・充実 (ICT環境整備の進捗状況評価の総合評価「まち・ひと・しごとKPI」)	4.80	現状値を上回る
太宰府市教職員の働き方改革取組 (教職員の月80時間以上の在校時間の解消)	18.8%	現状値を下回る



6	文化芸術・スポーツの振興
---	--------------

(1) 生涯学習の支援	担 当 課
	文化学習課
<p>○市民が主体的に学習活動を継続できるよう、学習機会の拡充や情報の提供、指導者の育成を推進します。</p> <p>○いきいき情報センター（生涯学習センター及び文化学習情報センター）を中心に市民の学習活動の充実を図ります。</p>	
主 な 事 業	
①「まほろば市民大学」などの主催講座を開催します。	
②「大学と行政による出前講座」で市民の生涯学習活動の支援に取り組みます。	
③市民の学習機会の拡充を目的として、他施設の講座やイベントなどの情報提供を行います。	
④いきいき情報センター（文化学習情報センター）の展示スペース、イベントスペース及びフリースペースの利用促進に取り組みます。	

(2) 公民館事業の推進	担 当 課
	文化学習課
<p>○市民の学習ニーズを的確にとらえた講座などを企画運営します。</p> <p>○受講生が講座などで培った教養・技能を地域に還元する意識を育てます。</p> <p>○地区公民館活動が活発になるように、施設整備の充実に努めます。</p>	
主 な 事 業	
①ホールイベントアシスト事業 <sup>*22</sup> については、より活用しやすい事業になるように取り組みます。また、プラム・カルコア太宰府では、気軽に楽しめる自主事業の実施に取り組みます。	
②プラム・カルコア太宰府の利用促進のため、講座やイベントなどの情報提供を行います。	
③地区公民館の施設整備及び運営に対する助成を行います。	



(3) 図書館機能の充実	担 当 課
	文化学習課
○市民の学習活動を支えるために、広い分野にわたる図書館資料を収集し、貸出及びレファレンス <sup>※23</sup> などによる資料と情報の提供を行います。	
○各種事業の展開による市民の読書活動推進と学校における児童生徒の読書活動を支援します。	
主 な 事 業	
①移動図書館「すくすく号」のリニューアルを機に全世代に向けて図書の貸出利用の増進および、読書相談やレファレンスに積極的に取り組みます。	
②利用者のニーズに応じた資料を幅広く収集し、テーマ展示や新着情報、図書館ホームページなどを通じて情報提供を行います。また、未所蔵の資料については他の図書館から取り寄せる相互貸借にも取り組みます。	
③関係部署や市民団体、大学などと連携・協力しながら、市民向け講座を実施し市民の生きがいと生涯学習の場づくりに取り組みます。また「第3次太宰府市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと保護者を対象にした事業を実施します。	
④読書に関するボランティアの養成および支援をします。	
⑤令和4年2月に改定した「太宰府市学校図書館基本方針」に基づき、児童生徒の読書活動を支援します。また、本年度は学校図書館との電算システム統合により連携を強化し、更なる支援に努めます。	

(4) 文化芸術活動の充実	担 当 課
	文化学習課
○文化芸術に触れる機会の充実を図り、市民が気軽に文化芸術活動に参加できるような環境づくりに努めます。	
○(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団や太宰府市文化協会などと連携・協働を図り事業を実施します。	
主 な 事 業	
①市民講演会や各種コンサートなどの主催事業の開催に取り組み、「令和の都だざいふ応援大使 <sup>※24</sup> 」を活用するなど、子どもから大人まで楽しめる企画を検討します。	
②文化情報ガイドブックの発行に取り組み、情報の提供を行います。	
③文化振興の推進体制の充実を図るため、(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団に対する活動支援を行います。	
④文化芸術活動を奨励するため、太宰府市文化協会に対する活動支援を行います。	
⑤「ルネサンス宣言(太宰府市文化芸術振興基本指針)」を具現化するために市民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。	

## (5) スポーツ文化の創造

担 当 課

スポーツ課

- 全ての市民が運動に親しみ、交流し仲間づくりを行う中で、心と体の健康づくりにつながるスポーツ振興を目指します。
- 各種スポーツの指導者や団体の活動及び組織を強化し、スポーツを支える人づくりを目指します。
- スポーツ関連情報の充実やスポーツ施設の活用などにより、スポーツを支える環境づくりを目指します。
- 豊かな自然環境や文教都市としての資源を活かした、スポーツ活動を通じた地域づくりを目指します。

### 主 な 事 業

- ①年齢や性別、体力に関係なく、ライフステージを通じて運動が行えるよう教室・イベントなどを開催します。気軽に行える運動イベントの企画・運営を検討し、スポーツを通じた健康づくりを進めます。
- ②（一社）太宰府市スポーツ協会、太宰府市スポーツ少年団、NPO法人太宰府よか倶楽部と連携し、スポーツを支える人材育成及び体制強化を図ります。また、SNSを活用しスポーツ推進委員の活動を支援します。
- ③指定管理者と連携しトップアスリートによるイベントを通じて、スポーツ観戦の機会づくりに取り組みます。また、随時スポーツ施設の改修を行い、スポーツを支える環境づくりを進めます。
- ④校区自治協議会及び自治会と連携して、地域コミュニティの活性化を促進します。また、豊かな自然環境を活かしたイベントの検討を行います。
- ⑤全国大会に出場する子ども、学生などへの支援を充実します。

### 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
日頃から自発的に学習に取り組んでいる市民の割合(市民意識調査)	28.9%	現状値を上回る
文化芸術活動を月数回以上行っている市民の割合(市民意識調査)	13.6%	20%
市民(成人)の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	43.0%	51.5%

7	令和の都だざいふの文化遺産の保存と先進的多用途活用
---	---------------------------

(1) 史跡地公有化・文化財有効活用	担 当 課
	文化財課
<p>○計画的な史跡地の公有化を推進します。</p> <p>○多様化する文化財保存に適切に対応するため、積極的な保護措置を講じます。</p>	
<b>主 な 事 業</b>	
①特別史跡である大宰府跡、水城跡及び大野城跡を中心に、計画的な史跡地公有化を行います。	
②史跡対策委員会において、今後の史跡地買上の方法について検討します。	
③官民連携による文化遺産の維持保存と先進的多用途活用の推進の好循環を図ることを目的とした「文化財保存活用地域計画」の実践に取り組みます。	
④市による文化財の指定を文化財専門委員会に提案し、保護活用を推進します。	
⑤県指定無形民俗文化財「竹の曲」の活動、国指定重要文化財の「太宰府天満宮本殿改修等事業」などを支援します。	
⑥史跡の災害復旧事業に取り組みます。	

(2) 文化財調査・保護活用の充実	担 当 課
	文化財課
<p>○調査体制の整備を計画的に行います。</p> <p>○調査に伴う記録類や出土品の適切な保存、整理を行います。</p> <p>○調査報告書の発刊に取り組みます。</p> <p>○次の100年につながる大宰府関連史跡の整備・再整備を、関連する「歴史的風致維持向上計画」と連携しながら進めます。</p>	
<b>主 な 事 業</b>	
①市域の史跡地指定区域や埋蔵文化財包蔵地区域内で行われる建築行為、開発行為に対し、確認調査や発掘調査を適切に実施します。	
②太宰府ゆかりの絵師に関する資料調査のほか、様々な文化財の調査を実施します。	
③出土遺物の適切な洗浄・復元・保存処理を実施するとともに、様々な文化財の調査に伴って得られた資料や記録類の収蔵状況のデータ管理に努めます。	
④発掘調査の出土資料を整理し、調査報告書を発刊・配布するなど公開に努めます。	
⑤収蔵品の適切な保護と管理のため、収蔵台帳の整理・追加と定期的な収蔵品の点検を実施します。	

⑥史跡地を訪れる方々へのおもてなし及び住環境の保全として、史跡の散策環境及び景観の保全のための管理・整備を行います。
⑦「特別史跡水城跡保存整備基本方針」に基づき、土塁の樹木剪定整備を行います。
⑧「特別史跡大宰府跡整備基本計画」について、検討を行いつつ策定してまいります。

<b>(3) 文化遺産の展示、普及啓発</b>	担 当 課
	文化財課
<p>○史跡や文化遺産を身近に感じることができる事業の充実を図ります。</p> <p>○地域や学校へ出向き、市内に存在する文化遺産の普及啓発事業に取り組みます。</p>	
<b>主 な 事 業</b>	
①市民や市外からの来訪者に対して、本市の歴史を伝える「まると太宰府歴史展」の開催や、関係部署と連携し子どもたちや来訪者の視点に立った解説パンフレットなどの作成を行います。	
②文化財三次元計測の促進、埋蔵文化財調査のDX化など先端的な取組を実施します。	
③文化ふれあい館、大宰府展示館、水城館の連携強化を図り、文化遺産の展示、普及啓発に努めるとともに、「大宰府アカデミー <sup>※25</sup> 」の開催など関係団体事業への支援を行います。	
④出前講座の要望や、講座の必要性がある場合に地域や学校へ出向き、市内に存在する文化遺産の普及啓発に努めます。	

<b>(4) 市民遺産活用の推進</b>	担 当 課
	文化財課
<p>○未来の太宰府へ伝えたい新たな市民遺産の認定を目指します。</p> <p>○個性豊かで多様な文化遺産を未来に伝える市民活動「太宰府市民遺産」の積極的な支援を行います。</p>	
<b>主 な 事 業</b>	
①太宰府市景観・市民遺産会議 <sup>※26</sup> を支援し、市民遺産の活用を図ります。	
②太宰府市民遺産の情報発信を広報誌やホームページなどで行い、育成団体を支援します。	

## (5) 博物館などとの連携

担 当 課

文化財課

- 日本遺産の広域連携をはじめとして、九州国立博物館、国、県や近隣市町などの関係機関との連携強化を図ります。
- 地域ボランティア団体や自然、文化遺産に関する民間団体と連携した歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。

### 主 な 事 業

- ①日本遺産に関するサイン整備、広域連携関係事業を推進します。
- ②筑紫地区の文化財を広く周知するため「文化財写真パネル展」を開催します。
- ③景観・市民遺産会議などと連携した事業を企画します。

## 【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
市の文化遺産を誇りに思っている市民の割合 (市民意識調査)	87.1%	現状値を上回る
史跡地公有化率	70.0%	70.5%
市民遺産の認定件数	16	17
九州国立博物館等外部団体との連携事業数	13	15
まるごと太宰府歴史展入場者数	1,470人	現状値を上回る

## IV. 用語集

### ※1 ICT

Information and Communication Technology の略語

これまで普及してきたITをどのように活かすか、その活用に着目する場合に用いる。

### ※2 令和の日本型学校教育

令和3年1月、中央教育審議会は、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現すべき学校教育について、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して「～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」として答申を取りまとめたもの。

### ※3 だざいふ学力育成プラン

児童生徒の学力育成をめざす2つの柱からなる太宰府市独自の取組。「教師の指導力育成」としては、だざいふ塾の開催、1on1ミーティング、校内研修の充実、全教員研修会の実施。「定着を図る学校体制」としては、小学校は、短時間学習の実施、定期的な復習の実施、マスターノートの活用、中学校は、朝学習の実施、定期考査前の学習会、単元テストの実施。

### ※4 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年12月25日に現存する部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、市が施行した条例。

### ※5 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

### ※6 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動。

### ※7 放課後子ども教室

放課後に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。

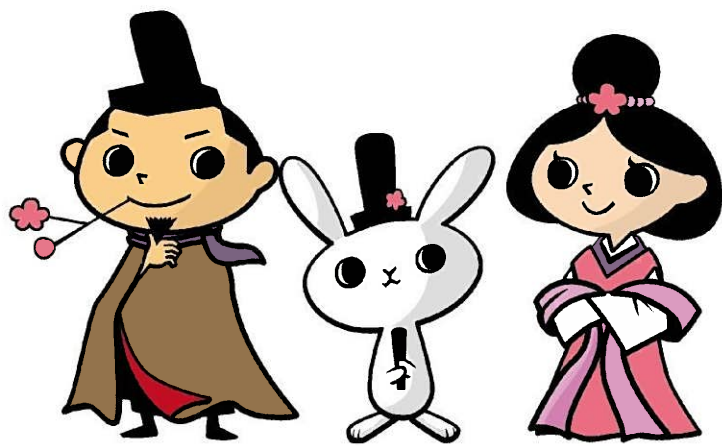


- ※8 地域子どもの日  
社会教育委員の会が、「地域が子どもたちに目を向けるきっかけにする日」として、「地域子どもの日」を設定し、自治会単位の取組を進めている。
- ※9 教育DX  
教育現場において、データ及びデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などをよりよくすること。
- ※10 ルネサンス宣言  
「歴史とみどり豊かな文化のまち」という本市の未来像へ進むべき道を示した、平成26年3月に策定された太宰府市文化芸術振興基本指針。
- ※11 ソサエティ5.0 (Society5.0)  
サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
- ※12 総合教育会議  
首長と教育委員会との対等な執行機関同士の協議・調整を行う会議。相互の連携を図りつつ、一層民意を反映した教育行政を推進していくために設置。
- ※13 ふるさと・夢プロジェクト  
友好都市の多賀城市と本市の中学校の代表生徒が「ふるさと大使」として両市を訪問し、歴史や文化について学び、現地の中学生と交流する事業。
- ※14 1校1取組  
児童生徒の体力向上をめざし、各小・中学校で実践している特色ある取組。
- ※15 スクールソーシャルワーカー (SSW)  
いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを環境面から支援する社会福祉の専門家。
- ※16 サポートティーチャー (ST)  
校内の不登校児童生徒及び不登校兆候児童生徒の対応、サポートルームの運営、学校内外の機関との連携を行う職員。
- ※17 キャンパス・スマイル  
不登校傾向の子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、学生(スマイルサポーター)と子どもたちが一緒に学習やレクリエーションなどの活動を行なうことで、子どもたちの自信とエネルギーの回復を目指す筑紫女学園大学と連携して行う事業。

- ※18 キャリアステージ  
職業・技能上の経験、経歴などの段階のこと。
- ※19 K P I  
Key Performance Indicator の略語  
指標重要業績指標：施策ごとの進捗状況を検証するために設定する。
- ※20 家庭教育学級  
市内の小・中学校に通う子どもをもつ親を対象に、家庭教育の重要性を啓発することにより、各家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習を計画的・継続的に行う事業。
- ※21 S T E A M教育  
Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術・デザイン）、Mathematics（数学）の頭文字を取った言葉。各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。
- ※22 ホールイベントアシスト事業  
プラム・カルコア太宰府（中央公民館）市民ホールで公演・講演など、イベントを行いたい方の企画を応援（会場費、舞台操作員費用、舞台設備使用料の免除など）する事業。
- ※23 レファレンス  
図書館利用者が、情報あるいは資料について図書館員に尋ねること。
- ※24 令和の都だざいふ応援大使  
市制施行 40 周年を契機とした新たな取組として、令和の都だざいふの魅力を国内外に広く情報発信し、市のイメージアップや文化、産業、観光などの振興を図ることを目的として、本市の出身者やゆかりのある人に委嘱する。
- ※25 大宰府アカデミー  
（公財）古都大宰府保存協会が主催する「だざいふ」（大宰府・太宰府）を学ぶための講座で、昭和 58 年（1983）に昭和編が開講し、令和 5 年（2023）に令和編が開講した。
- ※26 太宰府市景観・市民遺産会議  
良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のための市民、事業者、市からなる協働組織。市民遺産の認定など関係者を含めた協議や、認定された市民遺産の育成活動の援助等の支援も行っている。







旅人のたびと

おどものタビット

れいお姫